

東北防衛局達第5号

東北防衛局における認証局システムによる電子署名に関する規則を次のように定める。

平成19年9月1日

東北防衛局長 酒井 隆

東北防衛局における認証局システムによる電子署名に関する規則

改正 平成20年2月14日東北防衛局達第2号
平成28年3月31日東北防衛局達第2号
令和3年2月8日東北防衛局達第1号

(通則)

第1条 東北防衛局における電子署名については防衛省における認証局システムによる電子署名に関する訓令(平成15年防衛庁訓令第64号)(以下「電子署名訓令」という。)に定めがある場合を除くほか、この規則によるものとする。

(電子署名)

第2条 認証局システムによる電子署名(以下「電子署名」という。)は、第4条第3項及び第6条第2項の規定により交付されたICカードに記録された官職署名符号を用いて行うものとする。

2 官職署名符号を用いて電子署名を行うことができる官職及び組織の名称は、東北防衛局における公印に関する規則(平成19年東北防衛局達第4号)の別表に掲げるものとする。

(各部長等)

第3条 この規則において、各部長等とは、東北防衛局総務部長(以下「総務部長」という。)、東北防衛局企画部長、東北防衛局調達部長、三沢防衛事務所長及び郡山防衛事務所長をいう。

(ICカードの発行等)

第4条 総務部長は、東北防衛局、東北防衛局長(以下「局長」という。)に係る電子署名を行うために必要がある場合は、次に掲げる事項を記載した書面により、官職署名符号、官職署名検証符号及び官職証明書(以下「官職署名符号等」という。)を記録したICカードの発行を東北防衛局長に申請するものとする。

- (1) 発行する官職又は組織の名称(日本語及び英語)
- (2) 複数発行を必要とする場合は、その理由及び枚数
- (3) 発行希望年月日

2 本局にあっては各部長等、事務所にあっては各所長(以下「本局総務部長等」という。)は、電子署名を行うために必要がある場合は、前項各号に掲げる事項を記載した書面により、官職署名符号等の発行を局長に申請するものとする。

3 局長は、前2項の申請を受理した場合は、電子署名訓令第4条第2項の規定により、整備計画局長にICカードの発行を申請し、電子署名訓令第4条第3項の規定

により整備計画局長から認証局システムにおいて発行された I C カードの交付を受け、当該 I C カードを本局総務部長等に交付するものとする。

(I C カードの失効)

第 5 条 本局総務部長等は、電子署名訓令第 5 条第 1 項各号に掲げる事由が生じた場合には、次に掲げる事項を記載した書面に失効させる官職署名符号等を記録した I C カードを添付して、遅滞なく局長に官職署名符号等の失効を申請しなければならない。ただし、当該申請が盗難及び紛失等の事由によるものであるときは、 I C カードを添付することを要しない。

(1) 失効させる官職又は組織の名称(日本語及び英語)

(2) 失効理由

(3) 失効希望年月日

2 局長は、前項の申請を受理した場合は、電子署名訓令第 5 条第 1 項の規定により、整備計画局長に I C カードの失効を申請しなければならない。

(I C カードの記録)

第 6 条 東北防衛局総務部総務課長(以下この条において「総務課長」という。)は、 I C カード記録簿(以下この条において「記録簿」という。)を備えるものとする。

2 総務課長は、電子署名訓令第 4 条第 3 項の規定により局長に対して I C カードが交付等されたとき並びに電子署名訓令第 5 条第 2 項の規定により I C カードが失効されたときは、速やかに前項に定める記録簿に記録するものとする。

3 総務課長は、第 4 条第 3 項の規定により本局総務部長等に I C カードが交付等されたときは、速やかにその旨を記録簿に記録するものとする。

(保管責任者)

第 7 条 局長は、電子署名訓令第 6 条第 2 項の規定により交付された I C カードの保管責任者(次条において「保管責任者」という。)を指定するときは、別紙様式による保管責任者指定書により指定するものとする。

(保管)

第 8 条 保管責任者は、 I C カードを金庫その他確実なところに格納し、施錠の上、厳重に保管しなければならない。

(委任規定)

第 9 条 この規則の実施に関し必要な事項は、総務部長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 20 年 2 月 14 日東北防衛局達第 2 号]

この規則は、平成 20 年 2 月 14 日から施行する。

附 則 [平成 28 年 3 月 31 日東北防衛局達第 2 号]

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [令和 3 年 2 月 8 日東北防衛局達第 1 号]

この規則は、令和 3 年 2 月 8 日から施行する。

別紙様式（第7条関係）

保管責任者指定書

防衛省における認証局システムによる電子署名に関する訓令第6条第1項及び同条第2項における保管責任者を下記のとおり指定する。

官職証明書名

保管責任者

年 月 日

(部局等の長)

東北防衛局長